

連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

提出用

- この明細書は、連帯債務に係る住宅借入金等がある場合に使用します。
- 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署におたずねください。

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名		㉔(あなた)	㉕(共有者)	㉖(共有者)	㉗ 合計等							
取 得 し た 資 産	家 屋 (増 改 築 等)	家屋の取得対価の額 (増改築等の費用の額) ㉑	/			円						
		各共有者の共有持分 ㉒					—	—	—			
		各共有者の持分に係る 家屋の取得対価の額等 (㉑×㉒) ㉓					円	円	円			
	土 地 等	土地等の取得対価の額 ㉔	/			円						
		各共有者の共有持分 ㉕					—	—	—			
		各共有者の持分に係る 土地等の取得対価の額 (㉔×㉕) ㉖					円	円	円			
各共有者の取得した資産 に係る取得対価の額等 (㉓+㉖) ㉗												
取 得 し た 資 産 に 係 る 資 金 の 状 況	借 入 金	各共有者の自己資金負担額 ㉘	/			円						
		各共有者の単独債務 による当初借入金額 ㉙					/					
	借 入 金	当該債務に係る住宅借 入金等に係る年末残高 ㉚	/			円						
		連帯債務による 当初借入金額 ㉛					/					
		当該債務に係る住宅借 入金等に係る年末残高 ㉜								/		
		各共有者の取得した 資産に係る取得対価の額 (㉓+㉖) ㉗										
各共有者の自己資金負担額 ㉘	/											
各共有者の単独債務 による当初借入金額 ㉙				/								
当該債務に係る住宅借 入金等に係る年末残高 ㉚							/					
連帯債務による 当初借入金額 ㉛										/		
当該債務に係る住宅借 入金等に係る年末残高 ㉜	/											

- ※1 ㉚欄及び㉜欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。)
- ※2 ㉑欄と㉔欄の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、㉘欄及び㉙欄の㉗の金額と㉛欄の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
 - ・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
 - ・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき 連帯債務による借入金の額 (㉚-㉛-㉜)	㉝ (赤字のときは0)	円	(赤字のときは0)	円	(赤字のときは0)	円
連帯債務による借入金に 係る各共有者の負担割合 (㉝÷㉛)	%	%	%	%	100.00	
連帯債務による借入金に 係る各共有者の年末残高 (㉚×㉝)	円	円	円	円		
各共有者の住宅借入金等の年末残高 (㉚+㉝)						

- ※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署におたずねください。
- ※2 ㉝欄の割合及び㉝欄の金額を各共有者の二面の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」の㉝欄及び㉝欄に転記します。

三面

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

提出用

- この明細書は、連帯債務に係る住宅借入金等がある場合に使用します。
- 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署におたずねください。

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名		㉔(あなた)	㉕(共有者)	㉖(共有者)	㉗ 合計等							
取 得 し た 資 産	家 屋 (増 改 築 等)	家屋の取得対価の額 ㉑	/			円						
		各共有者の共有持分 ㉒					—	—	—			
		各共有者の持分に係る 家屋の取得対価の額 (㉑×㉒) ㉓					円	円	円			
	土 地 等	土地等の取得対価の額 ㉔	/			円						
		各共有者の共有持分 ㉕					—	—	—			
		各共有者の持分に係る 土地等の取得対価の額 (㉔×㉕) ㉖					円	円	円			
各共有者の取得した資産 に係る取得対価の額 (㉓+㉖) ㉗												
取 得 し た 資 産 に 係 る 資 金 の 状 況	借 入 金	各共有者の自己資金負担額 ㉘	/			円						
		各共有者の単独債務 による当初借入金額 ㉙					/					
	借 入 金	当該債務に係る住宅借 入金等に係る年末残高 ㉚	/			円						
		連帯債務による 当初借入金額 ㉛					/					
		当該債務に係る住宅借 入金等に係る年末残高 ㉜								/		
		各共有者の取得した 資産に係る取得対価の額 (㉓+㉖) ㉗										
各共有者の自己資金負担額 ㉘	/											
各共有者の単独債務 による当初借入金額 ㉙				/								
当該債務に係る住宅借 入金等に係る年末残高 ㉚							/					
連帯債務による 当初借入金額 ㉛										/		
当該債務に係る住宅借 入金等に係る年末残高 ㉜	/											

- ※1 ㉚欄及び㉜欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。)
- ※2 ㉑欄と㉔欄の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、㉘欄及び㉙欄の㉗の金額と㉛欄の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
 - ・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
 - ・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき 連帯債務による借入金の額 (㉚-㉛-㉜)	㉝ (赤字のときは0)	円	(赤字のときは0)	円	(赤字のときは0)	円
連帯債務による借入金に 係る各共有者の負担割合 (㉝÷㉛)	%	%	%	%	100	
連帯債務による借入金に 係る各共有者の年末残高 (㉚×㉝)	円	円	円	円		
各共有者の住宅借入金等の年末残高 (㉚+㉝)						

- ※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署におたずねください。
- ※2 ㉝欄の割合及び㉝欄の金額を各共有者の「住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」の㉝欄及び㉝欄に転記します。

四面

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

第7章 個⑦019-2 (裏面)

(新設)

【計算欄】(次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。)

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 二面の⑩欄の金額を転記します。		⑩		円
居住の用に供した日等		算式等	⑯(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	
1 (2から4のいずれかを選択する場合は除きます。)	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合			
	平成19年中に居住の用に供した場合	⑩ × 0.01 =	(最高25万円)	円 00
	平成18年中に居住の用に供した場合	⑩ × 0.01 =	(最高30万円)	円 00
	平成17年中に居住の用に供した場合	⑩ × 0.01 =	(最高40万円)	円 00
	平成13年7月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑩ × 0.01 =	(最高50万円)	円 00
	平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	⑩ × 0.0075 =	(最高37万5千円)	円 00
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成19年中に居住の用に供した場合	⑩ × 0.006 =	(最高15万円) 円 00
3	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成19年4月1日から同年12月31日までに居住の用に供した場合 ⑩欄の金額(最高1,000万円)………⑳() 二面の㉑欄の金額()×0.02+(㉒-㉓)× 0.01 =	(最高12万円)	円 00
4	阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法を選択した場合	⑩が1,000万円以下のとき	⑩ × 0.02 =	円 00
		⑩が1,000万円を超え、2,000万円以下のとき	⑩ × 0.01 + 10万円 =	円 00
		⑩が2,000万円を超えるとき	⑩ × 0.005 + 20万円 =	(最高35万円) 円 00

※ ⑯欄の金額を一面の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)」の「5(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の⑯欄に転記します。

改 正 後				改 正 前				
第7章 個⑦019-3 (裏面)								
【計算欄】 (次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。)				【計算欄】 (次のいずれか該当する算式により計算します。)				
住宅借入金等の年末残高の合計額 〔(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書〕の「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」の⑨欄の金額を転記します。〕			⑨	住宅借入金等の年末残高の合計額 〔(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書〕の「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」の⑨欄の金額を転記します。〕			⑨	
居住の用に供した日等		算式等	⑮(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	居住の用に供した日等		算式等	⑮(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合 (2から5のいずれかを選択する場合があります。)	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高20万円) 円	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合 (2又は3を選択する場合があります。)	平成19年中に居住の用に供した場合 (2又は3を選択する場合があります。)	⑨× 0.01 =	(最高25万円) 円
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高25万円) 円		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高30万円) 円
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高30万円) 円		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高40万円) 円
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高40万円) 円		平成13年7月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高50万円) 円
		平成13年7月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高50万円) 円		平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.0075 =	(最高37万5千円) 円
		平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.0075 =	(最高37万5千円) 円		住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	⑨× 0.006 =	(最高15万円) 円
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	(最高12万円) 円		特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成19年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑨欄の金額(最高1,000万円)………①() ⑭欄の金額()×0.02+(①-⑭)×0.01=	(最高12万円) 円
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	⑨× 0.006 =	(最高15万円) 円	3	特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	⑨欄の金額(最高1,000万円)………①() ⑭欄の金額()×0.02+(①-⑭)×0.01=	(最高12万円) 円	
3	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	⑨欄の金額(最高1,000万円)………①() ⑭欄の金額()×0.02+(①-⑭)×0.01=	(最高12万円) 円	4	阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法を選択した場合	⑨が1,000万円以下のとき ⑨× 0.02 = ⑨が1,000万円を超え、2,000万円以下のとき ⑨×0.01+10万円= ⑨が2,000万円を超えるとき ⑨×0.005+20万円=	(最高35万円) 円	
4	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	⑨欄の金額(最高1,000万円)………①() ⑭欄の金額()×0.02+(①-⑭)×0.01=	(最高12万円) 円	5	阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法を選択した場合	⑨が1,000万円以下のとき ⑨× 0.02 = ⑨が1,000万円を超え、2,000万円以下のとき ⑨×0.01+10万円= ⑨が2,000万円を超えるとき ⑨×0.005+20万円=	(最高35万円) 円	
5	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	⑨欄の金額(最高1,000万円)………①() ⑭欄の金額()×0.02+(①-⑭)×0.01=	(最高12万円) 円					
	阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法を選択した場合	⑨が1,000万円以下のとき ⑨× 0.02 = ⑨が1,000万円を超え、2,000万円以下のとき ⑨×0.01+10万円= ⑨が2,000万円を超えるとき ⑨×0.005+20万円=	(最高35万円) 円					
※ ⑮欄の金額を〔(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書〕の「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の⑮欄に転記します。				※ ⑮欄の金額を〔(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書〕の「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の⑮欄に転記します。				